

(様式1)
 審査基準 (申請に対する処分関係)

	担当課	経営支援課	検索番号	10-1
法令名	中小小売商業振興法	根拠条項	中小小売商業振興法第4条第1項	
許認可等	商店街整備計画の認定			
<p>(根拠規定)</p> <p>○中小小売商業振興法 (昭和48年法律第101号) (高度化事業計画の認定等)</p> <p>第4条 商店街振興組合等 (商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は中小企業団体の組織に関する法律 (昭和三十二年法律第百八十五号) 第九条ただし書に規定する商店街組合若しくはこれを会員とする商工組合連合会をいう。)は、主として中小小売商業者である組員又は所属員の経営の近代化を図るため、商店街の区域において店舗、アーケード、街路灯その他の施設又は設備を設置する事業について、商店街整備計画を作成し、これを経済産業大臣に提出して、当該商店街整備計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。</p> <p>○中小小売商業振興法施行令 (昭和48年政令第286号) (商店街整備計画の認定の基準)</p> <p>第2条 法第四条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 当該商店街振興組合等の組員又は所属員の数が経済産業省令で定める数以上であること。</p> <p>二 当該商店街振興組合等の組員又は所属員の三分の二以上が中小小売商業者又は中小サービス業者 (サービス業に属する事業を主たる事業として営むものであつて、法第二条第一項第二号の二又は第三号から第五号までのいずれかに該当するものをいう。以下同じ。)であり、かつ、中小小売商業者の数が中小サービス業者の数以上であること。</p> <p>三 法第四条第七項第一号に掲げる事項が振興指針に照らして適切なものであること。</p> <p>四 法第四条第七項第二号及び第三号に掲げる事項が当該事業を確実に遂行するために適切なものであること。</p> <p>五 当該商店街振興組合等の組員又は所属員がその店舗その他の施設を新設し、又は改造する事業にあつては、当該組員又は所属員が新設し、又は改造する店舗その他の施設の敷地面積の合計のうち中小企業者が新設し、又は改造する店舗その他の施設に係る部分が三分の二以上であり、かつ、当該組員又は所属員の二分の一以上 (経済産業省令で定める場合にあつては、当該組員又は所属員のうち経済産業省令で定める数以上の者) が当該事業に参加すること。</p> <p>○中小小売商業振興法施行規則 (昭和48年省令第100号) (組員の数等)</p> <p>第9条 施行令第二条第一号の経済産業省令で定める数は、二十人 (当該商店街整備計画に係る施設又は設備が会議場施設、広場又は駐車場であるときは、五人) とする。</p> <p>2 施行令第二条第五号の経済産業省令で定める場合は、空き店舗等を活用する場合であつて次の各号に掲げる要件に該当すると認められるときとし、同号の経済産業省令で定める数は、五人とする。</p> <p>一 当該空き店舗等が商店街振興組合等の地区に属するものであつて、当該商店街振興組合等が商店街を統一的に整備する構想を策定し、かつ、その構想を総会又は総代会において議決していること。</p>				

- 二 当該商店街振興組合等が、前号の構想に従って当該空き店舗等を活用して行う店舗その他の施設を新設又は改造する事業について支持することを、総会又は総代会において議決していること。
- 三 前号の事業を行おうとする者が、第一号の構想に従って事業を行うことを約していること。
- 3 施行令第三条第一号の経済産業省令で定める数は、二十人（次の表の上欄に掲げる特別の理由に該当すると認められるときは、同表の下欄に掲げる人数）とする。

特別の理由	組合員 又は所 属員数
一 東京都の特別区の存する区域又は人口十万人以上の市の区域内に設置され、組合員又は所属員の三分の二以上が当該区域内において既に事業を行つているとき。	五人
二 組合員又は所属員の三分の二以上が次に掲げる区域又は地域から店舗その他の施設を移転する場合 イ 首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二条第三項に規定する既成市街地 ロ 近畿圏整備法（昭和三十八年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する既成都市区域 ハ 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、準工業地域又は工業地域	十人
三 当該団地が次のいずれかの区域又は地域に設置される場合 イ 沖縄県の区域 ロ 過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）第二条第一項に掲げる過疎地域 ハ 半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域として指定された地域	十人
四 法第四条第二項に規定する事業の実施期間中に災害、経済事情等の著しい変動により組合員又は所属員の数が二十人未満となつた場合	十人
五 店舗を一の建物に集団して設置する場合であつて、組合員又は所属員の五分の四以上が商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）第二条に規定する小規模事業者であるとき	五人
六 当該団地が商店街の区域又はその隣接地に設置され、かつ、共同施設として広場が設置される場合	五人
七 空き店舗等を活用する場合であつて次の各号に掲げる要件に該当するとき イ 当該空き店舗等が商店街振興組合等の地区に属するものであつて、当該商店街振興組合等が商店街を統一的に整備する構想を策定し、かつ、その構想を総会又は総代会において議決していること。 ロ 当該商店街振興組合等が、イの構想に従って当該空き店舗等を活用して行う店舗を一の団地に集団して設置する事業について支持することを、総会又は総代会において議決していること。 ハ 前号の事業を行おうとする事業協同組合等が、イの構想に従って事業を行うことを約していること。	五人

- 4 施行令第四条第一項第一号、第二項第一号及び第三項第一号の経済産業省令で定める数は、五人とする。

- 5 施行令第四条第一項第六号の経済産業省令で定める面積は、二百平方メートルとする。
- 6 施行令第八条第三号ハの経済産業省令で定める割合は、三分の一とする。

(許認可等の基準)

○中小小売商業振興法(昭和48年法律第101号)第4条第1項から第3項及び第6項に関連する法令並びに中小小売商業振興法施行令(昭和48年政令第286号)第9条の規定に関する解釈について(平成12・03・16企庁第2号) 【抜粋】

第1 法第4条第1項から第3項及び第6項の規定に基づく高度化事業計画の内容について

1. 法第4条第1項の規定に基づく商店街整備計画

商店街整備計画は、中小小売商業者等が協力して、次のような事業を実施することにより、小売機能の総合的整備、合理的かつ安全な商業街区の形成、アーケード、街路灯、多目的ホール、イベント広場、駐車場等組合員及び一般公衆の利便に供し、商店街の環境の改善を図るための非収益的な共同施設(以下「環境施設」という。)の整備等を実現し、その経営の近代化を図りつつ、併せて消費者に便利かつ快適な買物の場を提供することを内容とする。

(1) 商店街改造事業

商店街を形成する中小小売商業者等が商店街の大部分の区域において店舗等を新設又は改造するとともに、必要に応じ当該中小小売商業者等が組織する商店街振興組合等が(2)に規定する事業を併せて実施し、魅力ある商業集積を形成する事業をいう。

(2) 共同施設事業

商店街を形成する中小小売商業者等が組織する商店街振興組合等が販売、購買、保管、運送、検査その他組合員又は所属員(以下「組合員等」という。)の事業を協同して行うための共同施設を設置する事業又は環境施設を設置する事業をいう。

第2 法第4条第1項、第2項及び第6項に規定する「設置する事業」並びに法第4条第3項に規定する「設置の事業」について

1. 「設置」には、新設のほか、既存の施設又は設備の取得(その立地及び建物の構造が振興指針の趣旨に照らして適切なものに限る。ただし、法第4条第3項及び第6項に規定する店舗又は共同店舗を取得する場合にあっては、既に当該建物を賃借している者がその買取りのみを目的としていると認められるものを除く。)並びに既存施設の改造(増築、改築又は屋根、柱、壁その他の主要構造物の改善)が含まれる。

2. 「設置する」並びに「設置の」とは、認定を受けた計画に基づき事業に着手するものをいう。ただし、防災その他の理由により緊急に事業に着手しなければならないと認められる場合であって、事業者よりあらかじめ当該事業に関する計画が提出されているものは、この限りでない。

第3 法第4条第1項に規定する「商店街の区域」について

「商店街の区域」とは、小売商業又はサービス業に属する事業者の相当数が近接してその事業を営み、社会通念上消費者のまとまったショッピングの場として認識されている区域であって、その中に人又は車が常時通行できる道路を包含するものをいう。

第6 政令第2条(商店街整備計画の認定の基準)第3号から第5号について

1. 第3号に規定する「法第4条第7項第1号に掲げる事項が振興指針に照らして適切なものであること」のうち、以下の事項については特に留意すべきものと解する。

(1) 当該商店街振興組合等の組合員等のおおむね3分の2以上が商店街整備事業を実施しようとする商店街の区域に店舗を有するものであること。

ただし、都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく市街地再開発事業その他の都市計画事業の一環として商店街改造事業が行われる場合にあっては、この限りでない。

- (2) 当該商店街を含む地域に関する診断・調査が実施されている場合には、当該診断・調査の内容が事業の内容に反映されたものであること。
- (3) 共同施設を整備する場合は、当該商店街の規模に対してその施設が適正な規模であること。
- (4) 業務の集約化のために必要な共同施設（環境施設を除く。）については、当該共同施設を利用する組合員等の割合がおおむね2分の1以上であり、当該共同施設に係る一組合員の利用割合が過半数を占めるものでないこと。
- (5) 環境施設については、設置後の維持管理の責任者が明確になっており、維持管理費の調達が確実であること。
2. 第4号に規定する「法第4条第7項第2号及び第3号に掲げる事項が当該事業を確実に遂行するために適切なものであること。」とは以下に掲げるものをいう。
- (1) 商店街改造事業については、計画の認定後1年以内に着工し、かつ、着工後4年以内に完工する見込みがあること。
ただし、市街地再開発事業、区画整理事業等のその他の事業と併せて行われる事業であって、上記の事業の進捗状況が当該商店街改造事業の実施期間に影響を与える場合等特別な事情がある場合には、この限りでない。
- (2) 共同施設事業については、計画の認定後1年以内に着工し、かつ、着工後2年以内に完工する見込みがあること。
ただし、市街地再開発事業、区画整理事業等のその他の事業と併せて行われる事業であって、上記の事業の進捗状況が当該共同施設事業の実施期間に影響を与える場合等特別な事情がある場合には、この限りでない。
- (3) 商店街改造事業については、組合員等の売上高、資産等に比べて事業遂行に必要な資金額が過大でないこと。
- (4) 資金の調達方法が確実なものであり、かつ、商店街振興組合等又はその組合員等の財務内容を著しく悪化させ、経営を不安定にするおそれがないこと。
3. 第5号に規定する「当該商店街振興組合等の組合員又は所属員がその店舗その他の施設を新設し、又は改造する事業にあつては、当該組合員又は所属員が新設し、又は改造する店舗その他の敷地面積の合計のうち中小企業者が新設し、又は改造する店舗その他の施設に係る部分が3分の2以上であり、かつ、当該組合員又は所属員の2分の1以上（通商産業省令で定める場合にあつては、当該組合員又は所属員のうち通商産業省令で定める数以上の者）が当該事業に参加すること。」とは以下に掲げるものをいう。
- (1) 「店舗その他の施設」とは、組合員等の店舗、倉庫、事務所等の事業活動の施設を指し、商店街振興組合等の共同施設は含まない。
- (2) 敷地面積の合計の算定にあつては、商店街振興組合等の共同施設を含まないものとする。また、郵便局、銀行等公共的な機関で商店街整備事業を推進する上においてその対象とすることが直接に必要なと認められないものを除くことができる。
- (3) 当該事業に参加する組合員等には、当該商店街の区域において借店舗で事業を行っている又は行う予定の組合員等（いずれも中小企業者であるものに限る。）であつて、次の①又は②に該当する者を含むものと解する。
- ①認定計画に従つて新設し、又は改造した店舗を自己の事業の用に供するため取得する者
- ②商店街改造事業の実施後、認定計画に従つて新設し、又は改造した店舗を長期間にわたり自己の事業の用に供するために賃借する者（この場合において新設し、又は改造した店舗は、賃借人である中小企業者の経営の近代化に資するものでなければならない。）

(その他)